

総務文教常任委員会

令和元年6月20日（木）

午前10時～

第3委員会室

1 開議

2 議案審査

生涯学習部

- (1) 第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）
＜説明～質疑＞

3 討論～採決

4 その他

- (1) 議会だよりの内容について（審査内容）
(2) 今後の委員会運営について

令和元年 6 月 議会

総務文教常任委員会

【生涯学習部】

参考資料

[交流会館 クライミングウォール設置業務]

亀岡市一般会計補正予算（第1号）

2款 総務費 1項 総務管理費 12目 諸費

交流会館推進経費 増 クライミングウォール設置に係る説明について

1 クライミングウォール設置目的

スポーツクライミングは、安全に楽しみながら、体力の増進に優れており、競技人口の増加に伴い、全国的にスポーツクライミングのスペースが増えているところです。

地域住民が気軽に親しめるスポーツクライミングの施設を設置することで、競技人口の増加や、体を動かすことによる健康増進を図ります。

設置予定の亀岡市交流会館は、「森の京都」の新たな入り口としての機能を持った拠点施設と位置付け、「森のステーションかめおか」として、匠ビレッジ（天然砥石館）、薬膳レストラン、鳥の巣ロッジなど、来訪者の増加に繋がっているところです。

今回、クライミングウォールを設置することで、自然豊かな交流会館（森のステーションかめおか）の魅力を一層高めるとともに、子ども村の事業の新たな展開や、市内小学校等を対象とした体験教室の実施、ボルダリング体験イベントなど、市民に向けた事業展開を図っていきます。

2 事業概要

（1）履行場所 <別紙①>

亀岡市宮前町神前長野15番地

亀岡市交流会館 エントランスホール 北側壁 東側壁

（2）業務内容

クライミングウォールに係る設計及び設置業務一式（設計・施工・監理一括発注）

（3）設置するウォールの内容 <別紙②>

①クライミングウォールA 北側（ルートクライミング）

高さ 6.5m 幅 7.0m

②クライミングウォールB 東側（ボルダリング）

高さ 3.0m 幅 8.0m

※トラバース（横移動のボルダリング）のコース設定を行うことで、小学生から幅広い年代が利用でき、安全性についても確保する。

（4）スケジュール <別紙③>

令和元年 8月 公募型プロポーザルの公告

令和元年 9月 業者選定

令和元年 10月～12月 工事期間

令和2年 4月 オープン

※委託業者の選定方法：クライミングウォールの特殊性や、設置に係る専門性を要するため公募型プロポーザル方式とする。

2 安全性

①クライミングウォール専用のマットを設置する。

- ・安全性を確保できる厚みとする。(30cm～50cm)
- ・継ぎ目のない、クライミングウォールの形状に合った専用マットとする。
※継ぎ目に足を挟むなどの事故防止。

②対象者は、小学生以上とする。

③利用者説明会の実施

- ・月1回程度 施設の利用者説明会及びボルダリング講習会を開き、受講した者には、「利用登録証」を発行し、利用することができる。
- ・「他のボルダリングジム会員証」を持っている場合、上記説明会を受講せずに、「利用登録証」の発行を受け、当該施設を利用することができる。
- ・地球環境子ども村、小学校等の使用時については、補助者を1名以上付けることでの使用を認める。

④コースの設定

- ・ウォールの高さや、コースの難易度で、ゾーン分けをし、幅広い年代の利用者が、安全に利用できる工夫をする。

⑤注意喚起の看板の設置

- ・利用者説明会の実施の他に、注意事項の看板を設置し、注意喚起を図る。

※小学生は保護者同伴。登っている人以外はマットに入らない。

飛び降りをしないなど。

⑥AEDの設置 AEDをクライミングウォール10m以内に設置する。

⑦日常の安全管理等

京都山岳連盟と協力体制の中、クライミングウォールの日常点検や、管理する職員への指導を行い、安全管理体制の構築を図る。

3 その他

トラブル・怪我の対応について

ボルダリング競技に関し、保険の適用が困難な状態にあるため、使用時(利用登録時)に誓約書の提出をお願いする。

(参考)

★ボルダリング・・・リード(安全確保のロープ)を使用しない。

★ルートクライミング・・・リード(安全確保のロープ)を使用する。